

身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人岩内町社会福祉協議会（以下、「事業者」という。）が実施する福祉、介護サービスの利用者の生命または身体を保護するための身体拘束等の適正化についての指針を定める。

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

- (1) 身体拘束等とは、福祉、介護サービスの提供にあたり、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束等を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等をしないサービスの提供に努める。
- (2) 身体拘束等の原則禁止
利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束等の行為を禁止する。
- (3) 身体拘束等の廃止に向けた職員の責務・心得
 - ① 利用者主体の行動、尊厳ある生活の支援に努める。
 - ② 利用者の意向に沿ったサービスを提供し、丁寧な対応を行う。
 - ③ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的、精神的な自由を安易に妨げるような行為は行わない。
 - ④ 身体拘束等の廃止に向けてありとあらゆる手段を講じる。
 - ⑤ 「やむを得ない」として身体拘束等に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体の生活をしていただけるように努める。

2. 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための委員会の設置

事業者は、虐待防止及び身体拘束等の適正化を目的として虐待防止・身体拘束等適正化委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

- (1) 委員会は、事務局長、主幹、管理者、サービス提供責任者等で構成する。
また、必要に応じて第三者の助言を求められることとする。
- (2) 委員会は定期的（年1回以上）に開催し、次のことを検討・協議する。
また、必要時には随時開催する。
 - ① 虐待の未然防止のために身体拘束等禁止マニュアル等を確認し、必要に応じて見直す。
 - ② 虐待防止チェックリスト等を活用し、虐待または身体拘束等の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる。
 - ③ 虐待または身体拘束等が発生した場合、その原因を分析し再発防止策を講じる。
 - ④ 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続きを行う。
 - ⑤ 身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- (3) 委員会を開催した場合、その内容・検討結果を職員に周知徹底する。

3. 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための職員研修の実施

虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた意識の醸成と理解を高める研修を以下のとおり実施する。

*新規採用時

*定期的な研修を年1回以上行う。

4. 身体拘束等を行う場合の報告

身体拘束等が必要となる事案が発生した場合は、その全ての事案を管理者に報告する。
管理者は即時に委員会を招集し検討する。

5. やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、次の手順にて行う。

(1) 委員会での検討

- ① 緊急やむを得ず身体拘束等を行う必要が生じた場合は、委員会において、緊急やむを得ない場合の例外三原則である「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件の全てに該当するか確認する。
- ② 身体拘束等による利用者の心身の弊害や拘束等を実施しない場合のリスクについて検討する。
- ③ 身体拘束等を行うと判断した場合は、拘束等の内容・目的・理由・時間帯・期間等について検討し、本人・家族に対する説明・同意書を作成する。

<緊急やむを得ない場合の例外三原則とは>

- ① 切迫性：利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限以外に代替法がないこと。
(利用者の状態に応じて必要な制限のない方法を選択することが必要)
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
(利用者の状態に応じて必要な最も短い時間を想定することが必要)

(2) 記録

身体拘束等を行った場合は、拘束方法・心身の状況・やむを得なかった理由、経過などを記録する。記録は各サービスに係る法令で定められる保存期間に従って保存し、必要時に提示できるようにする。

(3) 身体拘束等の解除

身体拘束等を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに解除し、利用者・家族に報告する。

6. 本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、事業所内に備えるとともに事業者のホームページに掲載し、誰もがいつでも自由に閲覧できる環境を整える。

7. その他

その他身体拘束等の適正化推進のために必要な事項について、本指針に定めのないものは必要に応じて委員会にて検討し決定する。

附則

この指針は、令和5年4月1日より施行する。